北海道医療大学動物実験委員会規程

平成19年3月8日 制定

(目的)

- 第1条 この規程は、北海道医療大学(以下「本学」という。)動物実験の指針第14条の規定に基づき、動物実験委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営等について定める。 (構成)
- 第2条 委員会は、次の各号の委員をもって構成し、学長が委嘱する。
  - (1) 動物実験等に関して優れた識見を有する者で、学長が指名する教育職員4名
  - (2) 実験動物に関して優れた識見を有する者で、学長が指名する教育職員4名
  - (3) その他学識経験を有する者で、学長が指名する教育職員1名
  - (4) その他学長が必要と認めた者

(任期)

- 第3条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。 (委員長)
- 第4条 委員会に委員長を置き、学長が指名する。
- 2 委員長は、会議を招集し、その議長となる。
- 3 委員長は、必要と認めたとき、委員会の議を経て委員長を補佐する副委員長(1名)を委員の中から指名することができる。
- 4 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名する委員が議長となる。
- 5 委員長は、必要と認めたとき、委員会の議を経て委員以外の者を会議に出席させることができる。 (審議事項)
- 第5条 委員会は学長の諮問に応じて、次の各号に掲げる事項について調査・審議し、学長に報告又 は助言等を行うものとする。
  - (1) 動物実験実施者が申請した動物実験計画が動物実験等に関する法令及び本学諸規程に適合しているか否かに関する事項
  - (2) 動物実験計画の実施状況及び結果に関する事項
  - (3) 施設等の使用状況及び実験動物の飼養保管状況に関する事項
  - (4) 動物実験及び実験動物の適正な取扱い及び関係法令等に関する教育訓練の内容又は体制に関する事項
  - (5) 自己点検・評価及び検証に関する事項
  - (6) 情報公開に関する事項
  - (7) その他動物実験の適正な実施に必要な事項
- 2 第2条に定める委員が自ら動物実験実施者となる場合は、動物実験計画の調査・審議に参画することはできないものとする。
- 3 委員は、動物実験計画に関して知り得た情報を第三者に漏洩してはならない。 (議事)
- 第6条 委員会は委員の3分の2以上の出席がなければ開催することができない。
- 2 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。 (開催)
- 第7条 委員会は必要に応じ開催するものとする。

(事務の所管)

- 第8条 委員会に関する事務は、教務課が所管する。
- 2 委員会の議事録は、議長が記名捺印をし、教務課が保管する。 (英語標記)
- 第9条 委員会の英語標記は、Animal Ethics and Research Committeeと定める。 (改廃)

第10条 この規程の改廃は、委員会、評議会の議を経て、学長が決定する。

附則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成19年7月1日から施行する。

附則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。